

広島県告示第二二〇号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社エルヴェ	福山市神辺町新徳田五九二番地二	訪問看護ステーションエルヴェ	福山市神辺町新徳田五九二番地一	介護予防訪問看護	平成二十三年九月一日
有限会社エルヴェ	福山市神辺町新徳田五九二番地二	訪問介護エルヴェ	福山市神辺町新徳田五九二番地一	介護予防訪問介護	平成二十三年一月三十一日
特定非営利活動法人みどり	福山市西町三丁目一番号（原田アパート二〇二）	居宅介護事業所みどり	福山市西町三丁目一番号（原田アパート二〇二）	介護予防訪問介護	平成二十三年一月一日
有限会社ハートフルケア西備	福山市木之庄町六丁目一〇番一〇一〇号	有限会社ハートフルケア西備	福山市木之庄町六丁目一〇番一〇一〇号	介護予防訪問介護	平成二十三年一月三十一日
ピース有限公司	福山市三吉町四丁目一番号一九号	ピース	福山市三吉町五丁目七番一〇九号 徳毛ビル	介護予防訪問介護	平成二十三年一月三十一日
株式会社ウィルコーポレーション	広島市中区小網町二番一〇号	ウィル訪問介護事業所	広島市中区紙屋町一丁目四番二五号 佐伯ビル三階	介護予防訪問介護	平成二十四年一月三十一日
株式会社福祉情報センター	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	ヘルパーステーション福ちゃんち	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	介護予防訪問介護	平成二十四年一月三十一日